

大分県及び県内全市町村からのお知らせです。

事業主の皆様へ

個人住民税(市県民税)の特別徴収適正実施について

給与からの特別徴収とは

事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員等(給与所得者)に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収し納入していただく制度です。

※地方税法第321条の4及び各市町村の条例により定められています。

まだ特別徴収を実施されていない事業主の皆様は、特別徴収への切り替えに必要な手続を、従業員の住所地の市町村税務担当課あてに行っていただきますようお願いいたします。

※ウラ面のQ&A(Q5)をご覧ください。

大分県と県内全市町村は、平成26年度までに、個人住民税の特別徴収対象事業者の指定を適正に実施します。

特別徴収は従業員に以下のようなメリットがあります

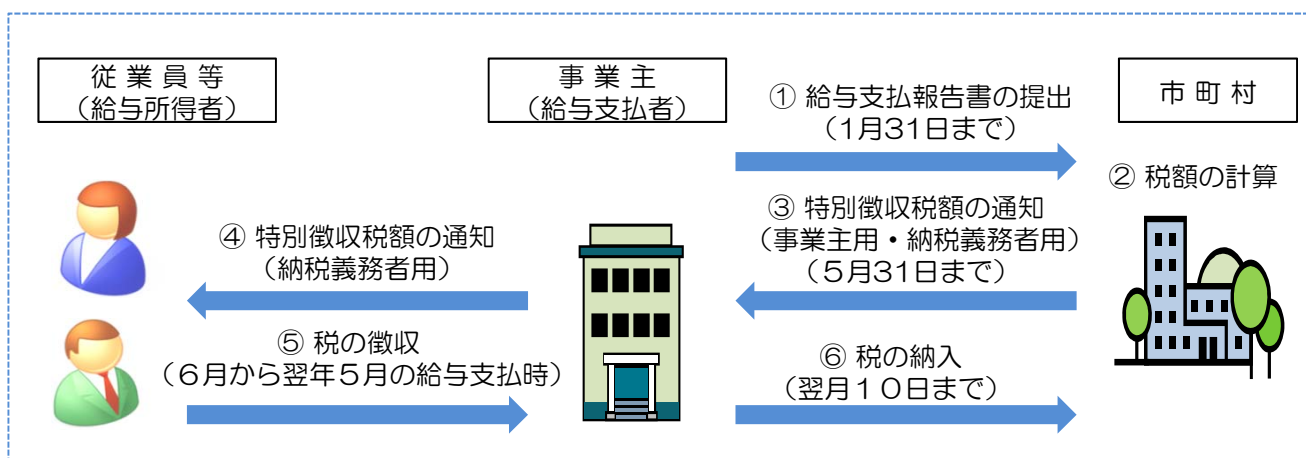
- ① 従業員が自ら金融機関に出向き納税をする手間が省けます。
- ② 給与から引かれるので、納め忘れがありません。
- ③ 毎月の給与から年12回に分けて引かれるので、1回当たりの負担が少なくなります。
(特別徴収でない場合は、原則として1年分を4回で納めていただきます)

特別徴収は事業主の方に税額を計算していただく必要はありません

個人住民税は、前年中の所得に対して課税されるため、所得税のように事業主が税額を計算する必要はありません。

詳しくは、各市町村の税務担当課までお問い合わせください。

個人住民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



個人住民税の特別徴収 Q&A

Q1 いままで特別徴収にしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収にしないといけないのですか？

A1 個人住民税の特別徴収は、従来から地方税法等で規定されていますが、所得税の源泉徴収事務に比べてよく知られていないためか、完全には実施されていない実態があります。従業員等の納税の利便性を向上させる制度として、市町村や県ではこれまでも周知を図ってきたところです。制度に対するご理解とご協力をお願いします。

Q2 小さな会社で専任の事務員もいません。面倒な事務が増えるだけでは？

A2 個人住民税の特別徴収は、市町村から通知された各従業員ごとの税額を毎月の給与から徴収する仕組みです。所得税のような税額計算は不要です。

また、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。

Q3 特別徴収の対象となる給与所得者はどのような人ですか？

A3 前年中に給与所得があり、かつ、4月1日現在で給与を支払うべき従業員などです（パート、アルバイトを含みます）。

Q4 従業員が年の途中で退職した場合はどうするのですか？

A4 市町村から送付される関係書類の中の「異動届出書」にご記入のうえ、従業員のお住まいの市町村へ提出してください。残額の徴収方法については、退職の時期により取扱いが異なりますので、各市町村の税務担当課へお尋ねください。

Q5 特別徴収にするためにはどうすればよいのですか？

A5 毎年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書（総括表）」の特別徴収の欄に該当人数をご記入のうえ、各市町村に提出してください（※）。

5月中旬に各市町村から特別徴収税額を通知します。

※市町村によって、様式が若干異なっていますので、ご不明な点は、各市町村の税務担当課にお尋ねください。

地方税徴収強化対策連絡会議
 ■大分県内全市町村 税務担当課
 ■大分県 市町村振興課税政班
 税務課企画管理班

〈問い合わせ先〉
 佐伯市役所 税務課 市民税係
 0972 - 22 - 3115